第118回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成30年1月18日 (木) 10:00~11:20
- 2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室
- 3 出席者

【委員】

西村 清彦(委員長)、北村 行伸(委員長代理)、河井 啓希、川﨑 茂、清原 慶子、 西郷 浩、嶋﨑 尚子、白波瀬 佐和子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官(調査統計グループ長)、国土交通省総合政策局情報政策本部長(大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官)、日本銀行調査統計局参事役、

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

東京都総務局統計部長

統計委員会担当室:山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長 政策統括官(統計基準担当):三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第106号の答申「薬事工業生産動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第109号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」
- (3) 諮問第110号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 諮問第112号「家計調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

〇西村委員長 定刻よりは早いのですけれども、遅れて来られる方以外は全員そろっていますので、これから始めたいと思います。ただ今から、第 118 回統計委員会を開催いたします。本日は、関根委員、永瀬委員が御欠席で、白波瀬委員は遅れての参加予定です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明 をお願いします。 〇山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認させていただきます。本日は、答申が3本ございます。資料1として、薬事工業生産動態統計調査関係。資料2として、住宅・土地統計調査関係、資料3として、国民生活基礎調査の匿名データ関係の資料でございます。続けて諮問第112号の家計調査に係る諮問資料として、資料4がございます。部会審議の状況報告として、漁業センサス関係の資料が資料5です。

資料の説明は以上です。

〇西村委員長 それでは、議事に入ります。まず諮問第 106 号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」の答申案についてです。川﨑部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 はい。それでは、薬事工業生産動態統計調査の答申案について報告させていただきます。資料1-1から始まる資料を御覧いただきたいと思います。

この資料は、1ページ目が答申案の概要となっておりまして、その後ろに答申案の本文が出ております。これまでの委員会においても部会の審議状況は報告しておりますので、本日は、主にこの表の方を使って説明をさせていただき、3ページ以降は、適宜御参照いただく形で進めさせていただきたいと思います。

説明に入ります前に、経緯だけ申し上げますと、この案件は昨年 10 月の統計委員会に 諮問されまして、11 月 6 日と 12 月 5 日に部会を開催し、答申案の方向性を確認すること ができました。前回の統計委員会でも概要を報告させていただいたところですが、最終的 には書面審議による議決を経まして、答申案をまとめたということでございます。

内容ですが、資料1-1の答申案の概要に沿って申し上げたいと思います。こちらは、 先般も統計委員会で報告を申し上げて、また御指摘をいただいたことなども中心に整理し たものですので、主なポイントだけ申し上げたいと思います。

まず、今回の変更の申請内容をかいつまんで申し上げますと、資料1-1の一番左側の項目にありますように、1つは調査対象の範囲の変更ということで、本社への一元化がございます。それから、調査票の再編を行っていくということ。内容として一番具体的なものは、(3)の「調査事項の変更」で、種々ございます。

資料1-1の裏にまいりまして、調査方法の変更ですが、調査員調査を廃止して、原則 オンライン調査に移行するということ。また、民間事業者に委託する業務の範囲を拡大す ることでございます。それから、集計事項の変更もございますが、最後に、公表時期の変 更ということで、調査計画全般にわたる変更内容です。

この2ページ分の表を御覧いただきましてお分かりのとおり、全体としまして、適当、 又はおおむね適当ということで整理をしております。おおむね適当としている項目につき ましては、報告書負担の軽減との観点から修正が必要であることを指摘しております。

具体的に、そのおおむね適当というところについて申し上げますと、まず(3)①の「調査事項の追加」のところですが、「税込/税抜」の扱いについて修正の必要性を指摘していることです。

②につきましても、円滑な調査実施のために、事前の説明が必要であるということを指摘しておりますし、また⑤ですが、こちらについても、輸出として捉える範囲の説明が必要であると指摘してございます。

裏面にまいりますが、「(5)集計事項の変更」につきましては、利用者への情報提供 の充実の必要性を指摘しております。

このほかに、「(6)公表時期の変更」に関連して、公表の遅延が経常的に発生している現状がございますので、この現状の遅延が変更後の調査計画の実施に影響を与えないようにということで、その点を指摘しているということです。

以上が本体の部分ですが、今後の課題ということで指摘していることで、3点ございます。2ページ目の一番下に、今後の課題として、①、②、③と記載してある部分ですが、1つは、今回の調査対象や調査事項の変更などで調査計画を大幅に変更されることで、変更の前後において、集計計画に少なからず変動が生じることが想定されます。このためにデータ変動についての要因検証や利用者に対する情報提供の必要性を指摘しております。

2点目ですが、こちらは民間委託の範囲の変更に関してですが、こちらに伴いまして、 様々な対応が予定されていますが、民間委託を拡大する他の調査のときと同様に、結果へ の影響について検証を行った上で必要な改善を図っていただくべきであるということで、 その点の課題を指摘しております。

3点目は、前回委員会でも話題になりましたけれども、調査の名称の再検討についてということです。調査の名称につきましては、これまでのところ、現時点では現行の名称のままとしつつも、議論がなされたことをきちんと記録として残すこととしておりました。そこで、その後の検討の結果、調査内容を的確に反映し、報告書が利用者に分かりやすいものとなっているか、改めて検討する必要があるという旨を今後の課題として指摘することとしました。

以上が答申案の概要です。私からの説明は以上でございます。

〇西村委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今の答申案の御説明についての 御質問あるいは御意見等ございますか。

名称に係る点ですが、非常に難しいことはよく分かりますし、それから、この調査が、 製造業という広い意味では部分になりますが、医療に関して用いられる生産物という部分 の全体を取り扱っているという非常に重要なデータであることは分かるので、何か良い名 称はないか、いろいろお考えいただいて、そして、やはりなかなか良い案はないというこ とですが、要するに名称は短い方が良いということですが、私としては、名称は長くても 良いのではないかという気がしていて、そして略称というような形のものでやるという形 にした方が良いのではないかという印象を持ちました。

と言いますは、いろいろなものが動いていきますから。これからこのようなことが結構 起こりそうな感じがするのですね。そうするときに、変えようと思ってもなかなか変えら れないものがあった場合に、しかし、一体これはどのようなことなのかということが分か る、視認性があるというか、分かるような形で作っておいた方が良いのではないかという ことを印象として感じました。こちらは今後の課題ということで、統計委員会で、これか らいろいろ似たようなことが起こってきたときに、適宜対応する形でしていきたいと思います。

それでは、特段の御意見がないようですので、答申案についてお諮りいたします。「薬事工業生産動態統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1-2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりといたします。 産業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議、本当にどう もありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第 109 号「住宅・土地統計調査の変更について」 の答申案につきまして、白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

〇白波瀬委員 よろしくお願いいたします。それでは、住宅・土地統計調査の答申案について、報告いたします。

本件については、昨年 11 月の統計委員会に諮問された後、12 月 8 日に 1 回目の部会を開催し、その部会審議状況につきましては、12 月の統計委員会において報告いたしました。また、2 回目の部会を 12 月 26 日に開催し、一通りの審議を終えた後、答申案について調整しまして、書面決議の手続を経て最終的な答申案を取りまとめた次第でございます。

住宅・土地統計調査の全体の変更計画については、承認して差し支えないと整理しました。その理由等については、資料 2-1 の答申案の概要に沿って、見直しを求めた点を中心に簡潔に説明したいと思います。また、資料 2-2 の答申案の関係する箇所のページ数を記載しておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

まず「1 計画の変更」についてです。最初の「(1)報告者数」については、やむを 得ないものと整理しましたけれども、国勢調査の調査区数を基にした現行の標本設計の見 直しの余地について検討することを今後の課題として指摘することにしました。

次に「(2)調査事項」についてです。最初の①の「前住居の所在地」の削除につきましては、統計委員会でも御意見があった変更事項でございまして、2回目の部会でも引き続き審議いたしました。結論としましては、おおむね適当と整理した上で、本調査が住居形態の変動と人の移動状況を同時かつ一体的に捉えることが可能な唯一の調査であることや、ショートフォームとロングフォームの調査票から構成されている特性に鑑み、調査票乙における把握を継続するよう指摘しております。こちらについては、5ページの答申案の図2に統計委員会修正案として、継続して把握すべき内容を示しております。

また、この修正に関連しまして、調査票乙においては、ロングフォームの特性を踏まえ、 移動の原因を把握する調査項目を追加する余地を検討するよう、今後の課題として指摘す ることといたしました。

次の②と③の「現住居以外の土地などの所有状況」の変更の関係については、報告者の 記入負担は増加するものの、急増する空き家の活用や除去を推進する政策ニーズを踏まえ た追加であることから、適当と整理いたしました。 次の④の「居住室」及び「床面積」の記入対象部分の明確化につきましては、適当と整理しましたけれども、調査者が記入に際して迷うことがないよう、「調査票の記入のしかた」において「面積の単位換算早見表」を掲載することを指摘しています。

次に⑤の「住宅の建て替え・新築・購入などの別の選択肢区分」分割等につきましては、不動産流動市場の状況等も踏まえたものでありまして、おおむね適当と整理しましたけれども、リフォーム後1年を経過した中古住宅をリフォーム前の住宅と区分していることについては、報告者が記入に当たって漏れが生じないよう、選択肢の注釈を改善するように指摘しております。こちらにつきましては、8ページにあります答申案の表1に統計委員会修正案として改善すべき注釈の内容をお示ししているところです。

次に「(3)調査方法等」についてです。変更内容である①から⑤までの部会審議の状況につきましては、昨年 12 月の統計委員会でも報告しておりますけれども、2回目の部会での審議を踏まえまして、最終的に全て適当と整理しました。2回目の部会では、最近増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、シェアハウスといった施設が本調査の調査対象となる住宅の要件との関係で、どのようなカテゴリーとして、どこまで把握されているのかといったことについての確認や議論がなされました。詳細につきましては、19 ページから 21 ページまでの 2回目の部会の議事概要を御参照ください。

また今回、オンラインの利用向上のため、先行して、ID、パスワードを配布した上で、その一定期間後に紙の調査票を配布する二段階配布方式や、提出状況管理システムの導入など、様々な取組を行うこととしておりますけれども、その結果を踏まえて、次回調査における更なる推進、改善に向けた検証や分析を行うよう、今後の課題として指摘することにいたしました。

次に、資料2-1の2ページ、「(5)調査結果の公表の方法及び期日」につきましては、今回の集計体系の見直し等によって、調査終了後から第1報の公表までの期間が、従前の「速報」よりも約4か月の早期化が図られるなど、利用者ニーズにも対応するものであることから、適当と整理いたしました。

最後に、今後の課題については、下の枠に別に記載しておりますように、大きく3点あります。

1点目は、標本設計の見直しに関する検討についてです。本調査は、今後も人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動して、報告者数の増加が想定されるため、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しをする余地について検討することを指摘しています。

その際には、人口1万 5000 人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえまして、ここに記載しているような検証・検討を行うことを求めております。

2点目は、居住状況等に係る実態のより的確な把握に向けた調査事項の見直しの検討についてです。本調査の調査事項について、平成 30 年調査の結果や政策ニーズに留意し、より適切な選択肢の設定などの見直しを検討することを指摘しています。

具体的に、①としまして、報告者にとってなじみがあるとは必ずしも言えない選択肢の表記の適切性や継続して把握する必要性等について検討すること。また、②として、近年

増加している民間の高齢化施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に 資する選択肢の設定の余地について検討すること。さらに、③として、統計委員会でも御 指摘のありました調査表乙について、住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地 について検討すること。そして、④として、選択肢区分に新たな元号の追加も予定されて おりまして、換算も複雑になることから、報告者の負担軽減等に配慮し、西暦を併記する 方向で検討することを求めております。

3点目は、オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討についてです。平成 30 年調査は、二段階配布方式の導入など、オンライン調査の推進に向けた支援体制の充実等を図る計画ですので、その実施・利用状況について、導入・支援方策の成果など、様々な観点からの検証・分析等を踏まえまして、次回の 2023 年調査に向けた更なる改善方策等を検討することを指摘しています。

私からの説明は以上のとおりです。よろしくお願いします。

〇西村委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今の答申案の御説明について、 御質問あるいは御意見はございますか。

清原委員、どうぞ。

〇清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

地方自治体にとりましては、人口の動態も重要ですが、この住宅・土地の利用状況等に 基づく施策形成も大いに求められています。象徴的なのは、白波瀬委員も言われました、 いわゆる空き家に関する問題、あるいは所有者不明土地の問題などが顕在化しているとこ ろです。

そこで、今回の御検討の中で、人口は減少しているにもかかわらず、長寿化が進む中で、 やはり実態に即した、例えば国勢調査に即した対象の増加とか、そのようなことについて は「やむを得ないもの」とされていることに加えて、今後の課題の中で、まさに今の人口 の長寿化、あるいは若年層の晩婚化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加について 着目した指摘をされています。しかも、有料老人ホームでありますとか、サービス付き高 齢者向け住宅等、近年増加している長寿化に伴う高齢者の住まい方にも注目した指摘をさ れています。地方自治体の立場として、いずれも適切な御指摘だというふうに共感してお りまして、是非、今回の答申後、今後の課題として列挙されている点につきましては、こ の御指摘のとおり、更なる検証・研究をしていただければありがたいと思います。よろし くお願いします。

以上です。

- **〇西村委員長** どうもありがとうございました。部会長から何か追加的な。
- **〇白波瀬委員** 大変心強い支援ということで、引き続き申し送りたいと思います。 あと、高齢者住宅等につきましては、厚生労働省での調査もございますので、そのよう

以上です。

〇西村委員長 どうもありがとうございました。いろいろな統計調査の連携というのは、 これからの大きな課題となりますので、事務局の業務を更に増やしてしまうことは、また

な意味で、うまく連携した形で実態を公表できるように努めていければ良いと思います。

若干躊躇するところではありますが、非常に重要な点ですので、きちんと受けとめて、今後のいろいろな諮問、それから諮問以外にも前倒しの形で検討という中で考えていきたいと思います。特にこの点は、施策ニーズ、それから実態の把握という点からも非常に重要な点ですので、今後こういった問題についてきちんと対処していきたいと考えております。ほかにございますか。どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 結論について異論はないのですけれども、少し表現について質問させていただきたいと思います。一度同じ趣旨の質問をしたような記憶もあるのですが、そのときの回答が少し思い出せないので、確認も含めて質問させていただきます。

資料2-1の最初の1の(1)で、「やむを得ないもの」という整理になっているのは、少し私には違和感があります。もちろん報告者の負担が増えるという話ですので、その意味では「やむを得ない」という表現をとることもあり得るかとは思うのですけれども、一方で、状況の変化に応じて一定の統計調査の精度を確保するためには、標本のサイズが増えることは自然に起こり得るような気もするのです。ですから、ここはほかのところと同じように、「おおむね適当」ないしは「適当」というふうに表現することもあり得たと思うのですけれども、あえて「やむを得ない」という表現をとった、その理由を少し教えていただきたいのですけれども。

○白波瀬委員 もし間違えていたら事務局から助けていただきたいのですが、これは、一つのスタイルというのはあると思うのですけれども、単純に今までの標本設計をそのまま所与として、それで数を自然増する形で連動させていいのかというところで、十分な議論の時間というのは、ある意味で、この限定的なところではとり得なかったということは一つあります。現実的な理由としては、環境としてあるのですけれども、それでもいろいろ実施者とも議論を積み重ねまして、現時点ではよろしいと。そのような意味では、問題なしとして受け入れているわけではない。つまり、標本サイズとしても上げるということは自然だというところは、御専門の意味ではそうなのですけれども、少しそこは、ある程度の工夫といいますか、もう少し考えてもいいのではないかという議論もあったので、それが「やむを得ない」という言葉になってしまったのですけれども、ただ、これは少し積極的でないという意味であれば、「おおむね」の方が良いのでしょうか。事務局、何かありますか。

〇澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 事務局から説明させていただきます。

「おおむね適当」という文言を使う場合は、これまでの統計委員会答申ですと、この資料 2-1 の 1 ページのように、「おおむね適当」と整理する際は、「ただし」という形で、今回の調査計画における改善点を指摘することが通例となっております。今回調査においては、まさにやむを得ない状況、西郷委員が御指摘のとおり、当然起こり得るべきことですけれども、本当は今回の審議において、「ただし」というような形で改善方策が示せればよかったのですが、こちらには議論の時間、準備の都合等もあって、そこまでには至らなかったという気持ちも含めて、報告者の増も「やむを得ない」というような整理にしているところでございます。

あくまで統計委員会での整理ですので、「おおむね適当」というような文言でも良いのではないかということであれば、事務的に支障があるというものではございません。あくまでこれまでの整理の通例に従って整理しているというところです。

- ○西郷委員 はい、承知しました。
- **〇西村委員長** いかがでしょうか。川﨑委員、どうぞ。
- ○川崎委員 今の西郷委員のお気持ちを忖度して申し上げますと、このようにしたらいかがでしょうか。ほとんど変わらないのですが、あまり標本のサイズが増えることについて、ポジティブな説明がない中でやむを得ないという感じになり過ぎているので、何かこのままだとネガティブな印象ばかり残ってしまうということなのかと思うので、そのような意味での微妙な修正なのですが、第2段落の、「これについては」から始まる段落の3行目のところ、これこれに起因するものでありと記載してあるところです。前のあたりから読んでいきますと、「第1次抽出単位となる調査区数が増加したことにより必要とされるものであり」とか、要するに、負担は増やしたくないけれども、やらざるを得ない必要なものなんだというニュアンスを込めてしまえば、「やむを得ない」でもいいのではないかと思ったりもするのですが、こだわるわけではないのですが、もう1個の案として申し上げました。

申し上げたいことは、今のような「おおむね適当」としていただいてもいいですし、あるいは少し淡々と標本数が増えることを説明するのではなくて、それはそれで必要であるというニュアンスを込めることで今のようなことが、より鮮明になるかと思ったので申し上げました。

- **〇西村委員長** 少し難しいところですが、西郷委員、いかがでしょうか。
- **〇西郷委員** 少し読んでいて違和感があったというだけですので、結論に大きな変更を求めているものではありませんから、一人の意見として聞いていただければ構いません。
- **○西村委員長** はい、分かりました。それでは、それほど大きな意見ではないと思いますので、今後このようなことがある場合には、どのような形にすることが適当かどうか、もう一度、事務局の方で考え直して、こちらは表現の問題だと思いますので、そのような形で今後に反映させていきたいという形で収めたいと思います。一応答申案は修正なしにしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「住宅・土地統計調査の変更について」 の本委員会の答申は、資料2-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村委員長 それでは、答申案のとおりとしたいと思います。それから、今いただいた 御指摘は、こちらの方で、これは書き方の問題とか、それから分かりやすさの問題という 形になりますので、今後検討していきたいと考えております。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、 本当にどうもありがとうございました。部会長、どうもありがとうございました。 それでは、議事に移ります。匿名データ部会において審議されました諮問第 110 号「国 民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の答申案につきまして、北村部会長か ら御説明をお願いいたします。

○北村委員 それでは、説明いたします。資料3-1を御覧ください。

今回の諮問審議の内容は、前回統計委員会にて一部報告しておりますので、本日は、答申案のポイントをかいつまんで説明いたします。

まず全体を通してですが、今回の匿名データ作成計画については適当であると整理しました。その適当と整理した内容について、2で説明します。最初は(1)の「新規追加事項の匿名化措置」についてです。平成25年調査で新規追加された「1日平均睡眠時間」などの項目を、回答数が一定数あるため、そのまま提供するとしていることに対して、適当であると判断いたしました。

それから次に(2)の前回答申における「今後の課題」への対応ですが、まず「ア」のところで、地域情報の付与についてです。こちらは、既存の匿名データではサンプル数が少なく地域情報を付与できないという扱いでしたけれども、新たな匿名データを作成し、地域情報を付与し提供できないかということを検討するということで、ただし、前回の答申でも国民生活基礎調査の調査方法が変更される際にはという条件付きでありまして、今回の諮問対象の平成25年の調査方法は従前と変わっていないこともあり、厚生労働省の検討結果では十分なサンプル数が確保できないため、地域情報の付与は困難となっております。

部会審議では、リサンプリングの方法を変更する、例えばダイレクト・リサンプリングの方法ならば解決できるのではないかという意見がありました。しかしながら、現段階でリサンプリングという匿名データ作成の根幹部分を再検討するには、リソース的にも時間的にも困難であるため、今回は計画どおりのリサンプリングを行うことはやむを得ないといたしました。このリサンプリングの方法については、今後の課題として後ほど述べさせていただきます。

それから裏面の「イ」を御覧ください。所得票の内訳情報の提供についてです。こちらは、所得票にある世帯の総所得について、内訳項目を提供できないかということでありまして、こちらについては、「雇用者所得」と「公的年金・恩給」について提供するということでありまして、所得格差研究などには有用であり、匿名性も確保できることから、適当であると判断いたしました。

3の今後の課題についてです。この匿名データ作成に係るリサンプリングは、本体調査で採用している集落抽出、クラスターサンプリングといいますけれどもこちらをベースにしています。具体的には、県別に集落単位で抽出し、その集落から世帯を抽出する二段階方式のリサンプリングを採用しています。ただし、都道府県によって本体調査で抽出される集落の抽出率が異なり、世帯数が多い都道府県であっても抽出される世帯数が相対的に少ないケースがあります。それが匿名データを作成する際に、匿名性の確保の面で一定の制約になっていることが分かりました。しかしながら、集落単位にこだわらない方法、例えばダイレクト・リサンプリングする方法などによっても匿名性を確保したデータが作成

可能であると思われますので、その検討が必要であると議論しました。その際、本体調査 である国民生活基礎調査も、前回答申で検討が指摘されているので、その検討状況を踏ま える必要があるという議論をいたしました。

以上が答申案の内容でございますが、答申案に関わって2点付け加えて、部会長から伝えておきたいと思うことがあります。答申案の後ろにございます資料3-2の議事概要の2ページ目を御覧ください。まず本体調査に関することですけれども、2ページ目の最後を御覧いただくと、先ほどの答申案では、匿名データの作成方法を検討する際には、本体調査の検討状況を踏まえる必要があるとしましたが、その逆に、本体調査が国民生活基礎調査については、次期基本計画において回収率向上方策の検討などが指摘されており、今後検討が進められると思っております。

一方、本体調査の標本設計が、匿名データの作成に制約をかけておりますので、本体調査の調査方法を検討していく際には、今回の匿名データ作成方法を審議した際に議論になった点も考慮していただければと思います。本体調査の調査方法と匿名データの作成方法、両方を連携させた検討をしないと、いつまでたっても問題が解決しないという意識を持っておりますので、その検討には統計委員会も何らかの形で関わっていただけるようにしていただきたいと思います。これは部会長からのお願いです。

2つ目は、3ページ目の上から4つ目の〇です。今回、リサンプリングの方法を検討すべきとしましたが、その検討の方向性が定まった段階で、匿名データ部会として意見交換をしたいということです。その趣旨は、リサンプリングの方法は匿名データ作成における基幹部分であり、リソースの効率的な運用、検討作業の効率化という観点から、事前に意見交換の場を設けていただきたいということです。担当部局で、リサンプリングの方法が内部で検討しましたという形で出てきますと、時間がないので、これ以上改定できませんというような形になることが今回の経験でありましたので、できれば、その中間報告などをしていただいて、フィードバックができれば、より効率的な審議ができると判断しました。これは厚生労働省に御協力をお願いいただきたいことですけれども、部会長として、これも申し添えておきたいと思います。

私の報告は以上です。

〇西村委員長 ありがとうございました。今、北村部会長からの中で、特に2点、非常に 重要な御指摘がございました。それに対しての基本的な考え方を統計委員会委員長として 明確にしたいと思います。

まず1点は、国民生活基礎調査を検討する際に、匿名データ部会での議論した課題を考慮してほしいという御指摘がありました。国民生活基礎調査については、次期基本計画の答申でも何点か指摘しております。一方、来年度以降、統計委員会の活動として、通常の諮問審議に加えて、統計の評価活動や棚卸し活動など新たな活動を行う予定です。したがいまして、この新たな活動の中で、この調査について持続可能性を含めた観点から適切な対応を考えていきたいと思っております。

また、匿名データ作成方法について、もう1点御指摘がありましたのは、事前に意見 交換の場を設けたいということであります。これは非常に重要なことだと思います。この 点は、検討してから持ってくると、もう決まった、決まってはいないのですが、決まった に近い形になってしまって、それ以上のことが、より本質的な議論ができないことになる わけで、これは非常に重要な点です。こちらは、匿名データのことだけではなくて、いろ いろなところで行われている試験調査に関しても同じ問題があるわけです。

したがって、方向性が定まった段階というようなことではなくて、あらかじめ意見交換をし、かつ双方にフィードバックができるように、これから進めていかなければいけないと考えています。その意味で、統計委員会のこれからの実査なり何なりに関する関与というのも十分に実態のある、実りのあるものにしていかなければいけないと考えております。その意味で、方向性が定まった段階ではなく、あらかじめ意見交換できるように、厚生労働省と事務局に対しては何らかの工夫をお願いしたいと思います。

以上のことを前提にしまして、ただ今の答申案の御説明についての御質問、あるいは御 意見等ございますか。

どうぞ、白波瀬委員。

〇白波瀬委員 本体調査の担当部会長なので一言だけ確認及びお願いをさせていただきたいと思います。

いろいろな角度から、本体調査自体の改善点が浮き彫りにされることはメリットであるというふうに考えておりますので、その点については何ら異議を申し上げるものではありません。ただ、今後の課題のところに、かなりここの位置付けが微妙であるので、少し発言したいと思ったのは、最後のところで、本体調査の検討状況を踏まえる必要があると。

つまり、作業的には具体的な作業ということで、前回につきましても、この標本誤差、あるいは回収率についてはかなり時間をかけて議論を積み上げた経緯がございます。それで十分だったとは決して思っていなくて、やっとスタートが切れたという状況でもあるようにも感じているところなのですけれども、ただ、そこでの議論が、あくまでも本体調査ということでございまして、それに対してどうかという議論が先になってきます。その本体調査があって、その本体調査を使う匿名データという順序がありますので、そこの順序については、うまく説明できないのですけれども、よろしく御了解いただきたい。つまり、匿名データのところでの歪みというので、即それが全体との歪みというので、本体調査に対する議論の不十分という形での議論の積み上げ方をされてしまうと、間に挟まって、とてもやりにくくなるかということが少し感じとしてありましたので、やはり本体調査の充実であり、ゆがみの縮小というのは絶対やらなければいけないことなのですけれども、少しこの間の優先順位につきましては、その点は御了解いただきたいということで、別に過失とかそういうわけではないのですけれども、あくまでも作業の上の順序ということで御了解願いたいと思います。

以上です。

- **〇西村委員長** どうもありがとうございました。北村委員。
- **〇北村委員** 我々もその順序を逆にしろとかと言っているわけではなくて、本体調査の方法論が匿名データの作り方に制約がかかっているので、それを外すには匿名データとしてはどうすればいいかということを検討したのですけれども、そうすると、必然的に本体調

査の調査方法にも改善があった方がいいのではないかという意見がありまして、同時にといいますか、並行的に議論して、収斂するような方向に持っていけばいいのではないかと思ったのですけれども、この調査自体が特別なサンプリングの方法というか、集落抽出というのがほかの調査ではないので、そこがいろいろ混乱の基になっているのですけれども、歴史的経緯もあるでしょうから、その中間年の調査の仕方とか、そのようなものがいろいろ匿名データの作り方に制約をかけてきているので、そこをもう少し見直していただきたいということだと思います。

○西村委員長 これはあくまでも本体調査が主で、当然ですが、その後で匿名データという形になりますが、匿名データの使い方のところから見た本体調査に対する要望という形で、本体調査の方で受けとめていただいて、そして本体調査で何らかの形で変更が生じるようなことであれば、匿名データの方に情報を流してフィードバックをすると。そのような形でこれから進めていけばよろしいのではないかと。あくまでもこれは本体調査の問題ではありますので、そこら辺のところの主客は明確にしておく必要があるとは思います。

ほかに御質問等ございますか。特に修正意見がないということですので、答申案についてお諮りしたいと思います。「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の本委員会の答申は、資料3-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。匿名データ部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第 112 号「家計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

O内山総務省政策統括官 (統計基準担当) 付国際統計企画官 それでは、説明をいたします。資料 4-1、資料 4-2 が統括官室からの説明資料になります。

資料 4-2 の諮問文にありますとおり、今般、総務大臣から家計調査の変更について申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするものでございます。これからの説明は、資料 4-1、諮問の概要で行いますので、よろしくお願いいたします。

具体的な説明の前に、今回の変更を一言で申し上げますと、家計消費に関する新たな指標として総務省が創設する消費動向指数、その公表開始に伴いまして、基礎データの1つである家計調査についても同時に公表するための変更というものですが、資料の中では家計調査以外の調査も出てまいります。

そこで、お手元の資料のスライド1におきまして、家計消費に関する各種調査をまとめておきました。表は、上下で月次か周期か、左右で基幹か一般かという表になっております。いずれも総務省統計局が実施する調査ですが、月次につきましては、今回の諮問対象である家計調査がありまして、それを補うものとして、高額商品などを対象にする家計消費状況調査、そして家計調査における単身層のデータを補うということで、新規調査である家計消費単身モニター調査が行われています。5年周期の調査につきましては、基幹統

計調査として、全国消費実態調査があり、単身世帯の情報を一般統計調査に補っているという状況でございます。そして今回は、月次データの提供に関する対応になります。

スライドの2は、現在行われている家計調査の概要を記載しておりますが、知名度の高い調査でもありますし、昨年度も諮問しておりますので、簡潔に述べたいと思います。

調査目的としては、家計収支の実態を毎月明らかにするもので、調査対象の欄にありますとおり、全国の約9,000世帯を対象に行われています。

調査事項としては、①の家計簿によりまして記入を求める毎月の収支、実際には日々の 収支を詳細に調べることが最も大きな内容になりますが、年間収入、貯蓄などを調べるほ か、世帯の属性などについても把握されています。

調査方法としては、現在、調査員調査として行われておりますけれども、括弧書きにもありますとおり、昨年の諮問・答申を経まして、今月、平成 30 年1月分調査からオンライン家計簿が順次導入されている状況です。以上が調査の概要です。

スライドの3は、本調査の主な利活用例を挙げております。本調査は、家計の消費構造を詳細に把握するものですので、様々な利活用がなされているわけですが、二次統計への利用としましては、消費者物価指数のウエイトとして使われておりますし、またその他の行政利用としては、社会保障制度などの検討資料として用いられています。資料には特に記載しておりませんが、もちろん学術的な分野においても重要なデータとして利用されています。

次に、スライド4では、今回の変更に至る経緯を簡潔にまとめておきました。この調査は、速報性や消費内容の網羅性ということから、幅広く利用されているものですが、一方で、データの振れなどについての指摘もございました。そこで、統計委員会における統計法施行状況審議におきまして、本調査の目的の明確化とともに、新たな指標の開発が提言されました。これを受けて、平成 28 年度の後半、総務大臣主催の研究会で検討が重ねられ、新たな指数の開発ということになった次第なのですが、一方で、本調査自体の改善についても、統計委員会に諮問し、審議をしていただいたところでございます。

そして、一番下の枠になりますが、今般、平成 30 年1月分から、消費動向指数が新た に公表されることになり、その基礎データとなる各種調査結果についても一体的な公表が 予定されているというものです。

このような経緯を踏まえまして、今回何が変わるのかを示したものが下のスライドの5になります。上半分が現行、下半分が変更案になります。現状におきましては、本調査、家計調査の2人以上の月次結果が原則として調査月の翌月末に公表され、その1週間後になりますが、家計消費状況調査の月次結果が公表される。更にその1週間後に、それらを活用した家計消費指数が公表されるという形で、段階的に公表がなされています。これが今回どうなるかということで、このスライドの下半分になりますが、家計消費指数を拡充して消費動向指数が創設される。そして、従前よりも1週間程度前倒しで公表がなされ、消費動向指数の作成に利用される各種調査結果についても、指数と同時に公表することが計画されています。その結果、家計調査については、赤枠でくくり、赤い矢印で示しますとおり、公表時期について、一部変更が生じるというものです。

ですので、最後のスライド6に記載しておりますとおり、変更によるメリットなどが今回の確認事項として想定されているところです。

以上が今回の諮問概要となります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○西村委員長 それでは、総務省統計局消費統計課から補足説明をお願いいたします。
- ○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局統計調査部でございます。

最後に事務局の方からお示しいただきました確認のポイントが3点ございましたので、 そちらにつきまして説明申し上げます。資料4-3を御覧いただきたいと思います。

まず、今回の見直しのメリット・効果等ですが、幾つかございますけれども、その中でも、これまでの2人以上の世帯で消費動向をまず提供していましたが、課題となっていました単身世帯、またそれを合わせた総世帯を含めまして、月次で、かつ同時に把握できるようになりますことは、これまでの断片的な消費動向の分析から総合的な分析が可能となりまして、政府だけではなくて、統計ユーザーの方々にも大きなメリット・効果があるものと考えているところです。

それから、ユーザーへの周知等ですが、こちらは、大臣、それから局長以下、最も配慮をしてきた取組の1つでもございまして、閣内、関係機関への周知はもとより、マスコミ、エコノミストの方々に対しまして、それぞれ説明も行っています。また、統計局のウェブサイト、ホームページを使いまして、変更内容の周知のほか、結果表の変更点等につきましても、ファイルレベルのようなフォーマットになってくるのかといったところも提供を広く行っているところです。第1回の公表を3月9日に控えておりまして、まだお時間ございますので、私どもも、これからの機会も捉えまして、いろいろな周知を行っていきたいと考えています。

なお、私どもがこれまで説明している中では、関係の皆様方には、今回の見直し、皆様 方から御理解を頂戴しているところでもございまして、また広く意見も求めていますが、 今回の見直しに関しまして否定的な御意見は現在のところ頂戴していないところです。

最後に、今後の取組ですが、2点挙げてございます。まず1点目が家計調査の更なる改善でございまして、今回の見直しにとどまらず、よりICTを活用しまして、更なる調査負担の軽減、それから精度向上、内容の充実に取り組んでいく所存です。

また、本委員会からも課題として頂戴してございますビッグデータの活用につきまして、現在 20 を超えますデータホルダーの企業と研究協議会を立ち上げまして、それぞれのデータについて、実用化の検討を開始しているところです。ビッグデータの即時性や多量性に着目して、公的統計の新しい作成方法の道を開拓するような気持ちで私どももチャレンジしていきたいと考えているところです。

私どもとしましては、こうした改善に引き続き取り組んでまいりまして、家計調査や関連消費統計の更なる充実を図り、関連する統計全体をいずれまた早期化できるように取り組んでいきたいとも思ってございます。委員の先生方におかれましては、引き続き大所高所から御指導と御支援を頂戴できればと思ってございます。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。本件は、今説明がありましたように、家計消費に関連する統計を同時的・一体的に提供するという観点から、公表時期を変更したいというもので、論点は限られていると思われます。このために、部会に付託することをせずに、本委員会で直接議論いただいて、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ただ今の説明について、御質問、御意見等はございますか。野呂委員、どうぞ。 **〇野呂委員** ありがとうございます。ユーザーの意見もいろいろ聴いていらっしゃるということなので、既に意見が出ているかも分かりませんが、2点ほど質問したいのですけれども、1点は、公表の時期を一本化するということで、月次の家計調査については1週間後に遅れるということで、平成 30 年1月調査分から、公表時期の変更についてはいろいろやむを得ない事情があるのではないかと思います。しかし、一定程度こうした事情が収まりまして、安定的な月次データが出せるようになった段階では、また月次の家計調査だけでも、もとの時期に戻すような、そのような可能性はあるのかどうかということを御検討いただけたらというのが1点でございます。

それから、もう1つの質問ですが、今の家計調査で単身世帯のデータが少ないので、今回、家計消費単身モニター調査を新設して、データを増やすという御趣旨は理解しているつもりでございます。ただ、同じような調査を、家計調査と家計消費単身モニター調査で違うサンプルで、しかも後者はモニターですから、属性も違うと思うのですけれども、調査結果が違ってきた場合、これを公表する際に、どのように違った数字を説明するのかという辺りが少し気になりました。例えば官庁ではきちんとお使い分けにはなると思うのですけれども、家計調査は広く国民に使われるデータなので、そうした辺りの使い方といいますか、数字の違いなどをどのように誤解のないように公表していただくかということについて慎重に御検討いただけたらと思います。

- **〇西村委員長** 今の点について、いかがでしょうか。
- **○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** 1点目でございますが、こちらにつきましては、今度の新しい統計の提供の仕方、これを崩すのが本当によいのかは、また実際に安定的な提供が見えてまいりまして、いろいろなユーザーの方の御意見をお聴きしながら検討していきたいと思いますし、また先ほど申しましたように、私どもとしましては、できれば全体を公表早期化できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

また、家計消費単身モニター調査につきましては、御指摘のとおりでございまして、単純に使うというのは非常に誤解といいますか、危険な部分もございますので、データソースとして私どもも提供してまいりますけれども、その点につきましては誤解のないような注意をしっかりと提供しつつ、かつそれぞれの分析に活用できるような単位として提供していくのも重要かと思っておりますので、その点につきましては公表していくときに、よく注意喚起をしていきたいと考えています。ありがとうございました。

- **〇西村委員長** ほかにいかがでしょうか。清原委員、どうぞ。
- ○清原委員 御説明、ありがとうございます。2点質問させていただきます。

1点は、家計消費の実態を的確につかむための、より良い調査方法への方向を意図した 方向性の中での今回の取組だというふうに認識しておりますが、調査方法としては、調査 員によるものと、それからオンラインによるものと、両方でなさっていくことになります よね。そのときに、調査員の立場ですと、今まで以上に把握しやすい調査方法を工夫され ているとは思うのですが、例えば、ICTの利用であるとか、研修を的確にしていく必要 があると思いますので、その見通しについてお伺いしたいと思います。

2点目には、ICTの活用でございますが、特に単身世帯の把握においては、オンライン調査で単身の方が的確に調査に御協力いただくことが、若年層では有用ではないかと思います。例えば、最近の皆様の消費行動を見ておりますと、ネット通販ですとか、通信販売ですとか、あるいは決済においてもクレジットカードで決済される方もありますが、デビットで決済される方もあったり、スマートフォンで決済される方もあったりと、いろいろ多様化していて、現金だけではないことがあります。ただ、レシートに関して言えば、それは一定の把握ができますので、それをICTの活用により、簡易に集計することも可能かもしれません。今後の課題として、ICTも所管する総務省でいらっしゃいますので、それを積極的に活用する方向性も示されていましたけれども、その点について、見通しといいますか、取組の体制というか、情報をいただけるものがありましたら、よろしくお願いします。

以上です。

- **〇西村委員長** 今の点について、よろしいですか。
- ○阿向総務省統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。1点目のICTを活用した調査方法に関しまして、調査員のトレーニングということについてですが、こちらは私どもも、やはり一番重要な点だとも思っています。調査員には、まず全国での都道府県の担当職員を集めました研修会を行い、また各地で調査員を集めまして、実際にオンラインシステムを使った、またシステムを使った実習を毎年行っています。今年の1月から実はスタートをしておりまして、全国展開となりますのは今年の7月ですが、実は昨年から、そのような研修会を行っています。年齢も高齢の調査員も多くございますので、その点、私どもも気にする部分がございますが、現場では結構楽しくというか、和気あいあいとしながら積極的な御意見とか提案をいただきながら、このオンライン化には取り組んでいただいているところです。この点は私どもも引き続き、よく浸透できるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、2点目の御指摘でございますが、今回、平成30年1月から新しいオンライン家計簿の導入を始めましたが、これは私どもとしては、1つの一里塚と思っていまして、この中でレシートの読み取り機能を実装しています。ただ、更にその精度を上げるための検討ですとか、レシートではない、その他の帳票も含めて、全ての帳票を写真撮影すれば家計簿入力できるとか、最近はFintech(フィンテック)などという言葉がございますけれども、企業の皆様方のサーバーとの連携ですとか、経済産業省では電子レシートみたいなもののスタートも検討されていらっしゃいますので、そうした新しい技術を取り入れながら、より、できればふだんの生活をしていて、より、手軽に家計表記ができるような、

そのような調査票を私どもも目指して、今後取り組んでいきたいと思っています。こちら につきましては、財務省からも試験研究の予算措置ですとか、御理解をいただいてござい ますので、政府としましても、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

〇西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

それでは、取りまとめに移りたいと思います。家計調査につきましては、今、御審議いただいたところですので、答申について文書化はできておりませんが、今の御議論を踏まえますと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になると思います。答申の案としてですが、以下のように考えています。

今回の変更については、総務省が世帯全体の消費動向と経済全体の消費変動を包括的に捉えることを目的とした新たな消費指数として、「消費動向指数」を開発し、平成 30 年 1月分から公表を開始するということに合わせ、本調査の集計結果を含め、家計消費に関連する統計を同時・一体的に公表することにより、消費動向のより正確な把握や総合的な分析が可能になると考えられることから、適当であるというふうに考えます。

また、計画の変更により、一部の公表時期について繰り下げになるということもございますが、今回の変更の趣旨及び効果について、十分な広報及び周知が必要であるということを付言する必要があると思います。

それから、質疑の中で今後の取組に当たっての留意点が幾つかありました。1点は、ICTの活用。つまり、このICTに関して言うならば、様々な調査の効率化もありますが、それに加えて、結果精度を向上するためのいろいろな研修も考えなければいけない。つまり研究・開発を推進する必要があると。

それから、公表時期の早期化についても、全体として公表時期をより早期化することは 望ましいことですので、そうしたことも検討する必要があるだろう。

それから、もう1点は、先ほどの収支ということにも関係しますが、様々な性格の違う データに関しての十分な説明をする必要があるという、この3点だと思います。

これらについては、答申案の中というよりかは、議事録に残すという形で今後の諮問及び関連の審議について、基礎とした考え方として使っていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

今申し上げた答申案の内容を文書化したものにつきましては、会議終了後、速やかに 委員の皆様にお送りしたいと思いますが、このような内容でよろしければ、この場で採択 させていただき、細かな文言は私に御一任いただくということにしていただければと思い ます。このような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、改めて答申案についてお諮りいたします。どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 異議はないのですけれども、1点だけ。こちらと少し外れて質問をさせていただきたいのですが、このように家計消費も含めて、家計調査をより包含的な消費動向指数を開発したときに、内閣府はどのような形でQEとかGDP統計を考えていくつもりかということを少しお聞きしたいと思うのですけれども。

〇西村委員長 どうぞ。

- ○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 御質問、ありがとうございます。まだデータにつきまして、これから公表が始まるということでありますので、QEなりGD Pにどのように反映していくかということにつきましては、このデータの蓄積、そして、それを検証して、どのように反映していくかというのを改めて検討していくことになると思います。
- **○宮川委員** それは、要するにどれぐらいの期間、すなわちデータが集まった時点で判断 していくのかということについて、どのような見通しを持っておられるのかということを、 教えていただきたいと思います。
- ○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 すみません。データが何年分蓄積されればということは、少しそこまでは検討しておりませんが、前の話ですけれども、家計消費状況調査が公表されて、それほど数年も待たずに判断したことがございますので、そうしたものを参考にしてまいりたいと思います。
- ○宮川委員 了解しました。
- **〇西村委員長** それでは、改めて答申案についてお諮りいたします。ただ今申し上げた内容を「家計調査の変更について」の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとう ございました。

それでは、次の議事に移ります。産業統計部会で審議されております諮問第 111 号「漁業センサスの変更について」の審議状況について、川﨑部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎委員 それでは、漁業センサスの審議状況に関して報告申し上げます。

資料は、資料5でございます。こちらには表紙の1枚と、それから後ろに別紙が別紙1から別紙6まで付いておりますが、こちらの詳細につきましては、説明の中で必要に応じて触れたいと思います。それから、最後の方に、この参考資料としまして、昨年12月27日に開催されました第71回の部会の議事概要についても添付していますので、それも適宜、御参照いただきたいと思います。

まず、この資料5の1枚目から裏側まで御覧いただきますと、今回の審議の対象等の変更について一覧がございます。この中で、御覧のとおり、1ページ目のおおむね下の方まで議論が進んだというところです。その状況について説明をさせていただきます。全体としましては、調査対象の範囲の変更ですとか、調査票の入れ替わり等がございますということです。

まずこの中で、3ページ目の別紙1を御覧いただくと、全体の様子がお分かりいただきやすいかと思いますが、このような格好で、2013年調査から 2018年調査に組み換えていくということでございます。このような組み換えにつきましては、調査の内容としまして、削除したり新設をしたりするということで、それぞれ新たなニーズに対応するものであるということです。

次の4ページ目に、漁業管理組織という、この調査対象の組織ですが、こちらを統合・再編によりまして組み換えをしていくということでございます。こちらにつきまして、全体としましては、調査の簡素化・効率化に役立つ、また報告者負担の軽減に役立つということでございまして、こちらを全体としまして、適当ということで整理をしております。こちらが1枚目の「(1)「調査対象の範囲」の変更」についてでございます。

次に、1枚目の紙に戻りまして、「(2)主な調査事項」の変更ですが、このうちの①の漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加でございます。こちらにつきましては、5ページ目の別紙2に説明がございますが、この部会の中での審議では、この項目の中で、会合・集会等の開催状況というところの選択肢、かなり細かな部分ではございますが、そこについて、紛れがあるのではないかということですとか、報告者の視点から、もう少し表記や並び順などを考えていく必要があるのではないかという御意見をいただいております。そうしたことから、こちらにつきましては、第2回の部会で引き続き審議することといたしました。

続きまして、表紙で言いますと②になりますが、「世帯員すべての人数」を削除するということでございます。こちらにつきましては、6ページの別紙3に説明がございます。世帯員全ての人員につきまして、満 14 歳以下の世帯員を含めまして、男女別にこれまで把握していたわけですが、これらを全て削除するということでございます。調査実施者からは、水産庁の行政記録情報等で代替可能であるため、削除しても支障がないという御説明をいただいております。しかし、部会では、特に満 14 歳以下の世帯員については、漁業構造の分析ですとか後継者の育成など、今後の漁業の在り方を検討する上で重要な情報であるといった御意見がございました。そうしたことから、調査実施者には、この点を再検討いただきまして、引き続き審議することといたしました。

次に③ですが、「世帯員の漁業従事状況を把握するための調査事項の変更等」ということでございます。こちらは海上での作業日数だけを従来把握していたところ、新たに陸上での作業日数も含めた自家漁業全体の従事日数の状況を把握するということでございます。こちらは、漁業においても長時間労働の是正など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策が求められている中で、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであるということから、適当と整理をしました。

次の④ですが、「海上作業に雇った人に関する調査事項の変更」ということでございます。7ページの別紙4に、より詳しい説明がございますが、この調査事項の変更される箇所は、別紙4のところでは青枠で囲んでいます。こちらにつきましては、海上作業に雇った人のうち、日本人雇用者については同一市町村・その他の県内・県外といった居住地別の人数を把握する項目を削除し、簡素化を図るというものです。しかし、地域の雇用状況に関する重要な情報であるといった御意見もいただいておりまして、調査実施者に再検討いただいて、利活用のニーズを含めて引き続き審議することといたしました。

それから、また表紙に戻りまして、⑤の項目ですが、こちらは「漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等」ということでございます。団体経営者の経営主や役職者ごとに、性別、生年月日、漁業従事日数等を把握するということで新たに追加されたもの

でございます。こちらについては、個人経営体では、従来から世帯員の漁業への従事状況を把握していたことに併せまして、会社ですとか団体経営体からも同様な情報を収集しようということで、漁業経営全体としての就業構造を統一的に明らかにするということが目指されておりまして、人材の確保といった政策ニーズに即したデータの把握や正確な統計の作成に寄与するということで、こちらについては適当ということで整理をしました。

なお、この関係につきましては、団体経営体における内部労働者と、海上作業における 外部労働者と、それぞれに対して、従事状況に関して同じようなレイアウトの調査事項で 回答してもらうこととされております。ただ、これはそのような類似したレイアウトでの 別の項目があるということですので、やや混乱を起こす危険もあるということで、この点、 丁寧に説明をしていく必要があるのではないかという御指摘がございました。

次の⑥の項目ですが、「漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更」ということでございます。こちらにつきましては、8ページの別紙5に説明がございます。上の段の囲みに整理をしてございますように、幾つかの調査事項において、上位3位までの状況を把握して、より的確に漁業の実態を捉えることとしております。こちらは、矢印の下の枠囲みに整理しておりますとおり、資源管理による漁業の操業状況の変化と、その結果としての漁業の経営状況の変化を明らかにするためのものでございます。こちらは概要の絵で整理していますが、今回の漁業センサスでは、資源管理の重要性が高まる中で、漁業の操業状況といったインプットの面の情報とともに、それがアウトプットの面の情報である漁業の経営状況に与える影響などを一体的に捉えるといったことを重点に置いた変更を行うということです。こちらにつきましては、把握の可能性ですとか、結果利用上の留意点を確認する必要がありますが、政策ニーズに即したデータの把握に寄与するということで、適当と整理しております。

また表紙に戻りまして、⑦の「漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更」です。詳しくは9ページ目の別紙6に掲載しております。こちらも青枠が変更部分ということでございます。この関係では、変更案の選択肢の中に、自営の水産物直売所の「自営」というのがございますが、この自営というのが個人で運営しているのか、それとも漁業協同組合が直営するものを含むのかとか、あるいはインターネット上の直売所とか、いろいろなタイプのものが「自営」という言葉で連想されますので、このようなものが報告者の側で紛れが生じるのではないかという意見がございました。このようなことから、調査実施者にこの点を再検討いただいて、より適切な注釈説明文の工夫などを含めまして、引き続き審議をすることとしました。

⑧の「法人番号の追加」ですが、「統計改革の基本方針」等を踏まえた変更でございまして、このような法人番号の活用によって提供情報の充実も図られるということで、適当というふうに整理をしております。

このようなことのほかに、部会の中では、漁業と農林業を兼業している経営体の場合に、一定の要件を満たせば、それぞれのセンサスの調査対象となるということで、結果表章に際して、兼業状況に留意した整理をしているのかという御意見もございました。これについては、調査実施者からは、特に兼業状況に留意した形の表章を行っていないとの御説明

がありましたけれども、今後、兼業農家、兼業漁家といった兼業の状況を表章するとすれば、重複部分をどのように扱うかといった問題もありますので、今後、また引き続き次回の審議でも、この結果利用の面なども含めて配慮をすることで審議をしてまいりたいと考えております。

以上が、前回の部会審議の概況でございますが、今後の予定としては、次回、第2回の部会は、今月の29日に開催することとしております。できましたら、この部会で一通りの審議を終えまして、答申案の整理の方向性について合意を得まして、その場合には、場合によっては書面決議も使いながら、状況を踏まえて、2月又は3月の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

〇西村委員長 ありがとうございました。ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

ありがとうございました。それでは、川崎部会長、それから部会所属委員におかれましては、引き続き答申案作成に向けた審議をよろしくお願いいたします。

本日用意した議題は以上です。次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

- 〇山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は2月20日火曜日の10時から開催する 予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。
- ○西村委員長 以上をもちまして、第118回の統計委員会を終了いたします。
- 〇山澤総務省統計委員会担当室長 引き続き、基本計画部会・横断的課題検討部会を開催 しますが、傍聴者の入替えがありますので、しばらくお待ちください。

ありがとうございました。